

第24期

# 定時株主総会 招集ご通知



先端テクノロジーで

日本の明日に新たな価値を提供する



開催日時

2024年2月22日（木曜日）午後2時  
（受付開始：午後1時30分）



開催場所

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号  
横浜ランドマークタワー25F  
TKPガーデンシティPREMIUM横浜  
ランドマークタワー バンケットルームB



決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

## 目次

---

招集ご通知  
株主総会参考書類  
事業報告  
計算書類  
監査報告書

ジャパニクス株式会社

証券コード：9558

証券コード 9558  
2024年2月5日  
(電子提供措置の開始日2024年1月31日)

## 株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号  
横浜ランドマークタワー18F  
**ジャパニクス株式会社**  
代表取締役会長兼社長 西川 三郎

### 第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第24期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://jna.co.jp/investors/meeting>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年2月21日(水曜日)午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2024年2月22日(木曜日)午後2時(受付開始 午後1時30分)
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号横浜ランドマークタワー25F  
TKPガーデンシティPREMIUM横浜ランドマークタワー バンケットルームB
3. 会議の目的事項  
[報告事項]  
第24期(2022年12月1日から2023年11月30日まで)事業報告および計算書類報告の件

[決議事項]

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の期末配当金につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたく存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金 77円 総額 306,592,594円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年2月26日

### 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって当社取締役6名全員は任期満了となります。つきましては、あらたに取締役6名の選任をお願いするものです。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	にしかわ さぶろう 西川 三郎 (重任) (1948年4月8日生)	1973年4月 千代田生命保険相互会社 (現ジブラルタ生命保険株式会社) 入社 1991年10月 東京マシナリー株式会社 (現TMCシステム株式会社) 入社 取締役経営企画室長就任 1992年10月 同社代表取締役専務就任 1999年12月 当社設立、代表取締役社長就任 2018年12月 当社代表取締役会長就任 2021年10月 当社代表取締役会長兼社長就任 (現任)	620,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	まつしま りょうた 松島 亮太 (重任) (1977年6月13日生)	2006年4月 当社入社 2011年12月 当社人事部長 2016年12月 当社取締役経営企画室長兼人事総務部長就任 2017年12月 当社取締役管理本部長就任 2018年12月 当社取締役(常務)管理本部長就任 2020年12月 当社取締役(専務)管理本部長就任 2023年4月 当社取締役(専務)事業本部長就任(現任)	119,500株
3	にしかわ あきひろ 西川 明宏 (重任) (1980年4月26日生)	2006年4月 当社入社 2016年12月 当社営業開発部長 2018年12月 当社取締役営業本部長就任 2020年12月 当社取締役事業本部長就任 2021年12月 当社取締役(常務)事業本部長就任 2023年4月 当社取締役(常務)管理本部長就任(現任)	104,000株
4	むらかみ しんいち 村上 信一 (重任) (1981年1月11日生)	2004年11月 株式会社アイエスエフネット入社 2007年1月 同社技術本部部長 2011年1月 同社技術本部副本部長 2013年1月 同社営業本部副本部長兼技術本部副本部長 2014年10月 当社入社 2018年12月 当社営業本部副本部長 2019年12月 当社東京支社長 2020年12月 当社エンベデッド事業部長 2021年8月 当社事業企画部長 2021年10月 当社取締役事業企画部長就任 2022年12月 当社取締役人材開発本部長就任(現任)	1,500株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	おおさわ ひでとし 大澤 英俊 (重任) (1953年7月14日生)	1977年4月 松下電器産業株式会社入社 2000年4月 同社AVC社企画部長 2007年4月 パナソニック株式会社理事 2009年4月 同社役員コーポレートコミュニケーション本部長就任 2012年4月 同社役員中国・北東アジア総代表兼松下中国董事長就任 2013年4月 同社常務役員同上就任 2017年4月 同社顧問 2019年7月 当社取締役就任(現任) 2019年8月 特許機器株式会社取締役就任(現任) 2020年6月 一般社団法人日中経済貿易センター代表理事 理事長就任	—
6	かがみ みちこ 各務 道子 (齊藤 道子) (重任) (1976年9月27日生)	2000年4月 シティバンク、エヌ・エイ入行 2009年12月 弁護士登録 2009年12月 日本大通り法律事務所入所(現任) 2022年2月 当社取締役就任(現任)	—

- (注) 1. 取締役候補者西川三郎氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 大澤英俊氏および各務道子（齊藤道子）氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大澤英俊氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏の会社経営に関する知見、専門性および従前の当社社外取締役としての経験・実績により、これまでと同様、当社取締役会の意思決定に関する適切かつ的確な助言・提言をいただけるものと考えたためです。大澤英俊氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって4年7ヶ月です。
4. 各務道子（齊藤道子）氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての法律顧問や訴訟代理人としての活動の他、紛争予防のための契約書作成等を行うなど企業法務の経験があり、経営陣より独立した客観的立場から取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献し、今後の企業価値向上に寄与できるものと考えたためです。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。各務道子（齊藤道子）氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって2年です。
5. 当社は、取締役候補者大澤英俊氏および各務道子（齊藤道子）氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 大澤英俊氏および各務道子（齊藤道子）氏と当社との間では、会社法第427条第1項および定款の規定により、同法第423条第1項の責任を同法第425条の最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。両氏が社外取締役に選任されかつ就任した場合には、両氏と当社との間で、責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「会社役員に関する事項」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### **第3号議案 補欠監査役1名選任の件**

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらたに補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものです。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠の社外監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ふじう こういち 藤生孝一 (1955年9月11日生)	1978年4月 日本光学工業株式会社(現株式会社ニコン)入社 2014年6月 株式会社ニコン常勤監査役就任 2016年6月 同社取締役常勤監査等委員就任 2018年6月 同社顧問就任	—

- (注) 1. 藤生孝一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 藤生孝一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 藤生孝一氏は、製造業において経理関連業務に従事した後、内部監査部門の責任者を務めており、その財務・経理に関する高い専門性に基づいた、監査役、監査等委員としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、その高い識見が当社の監査に反映されることが期待できるため、補欠の社外監査役候補者といたしました。
4. 当社と社外監査役とは、会社法第427条第1項および定款の規定により、同法第423条第1項の責任を同法第425条の最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。藤生孝一氏が社外監査役に就任した場合には、同氏と当社との間で、責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「会社役員に関する事項」に記載のとおりです。藤生孝一氏が社外監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

## 事業報告

(2022年12月1日～2023年11月30日)

### 1. 当社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の多くが解除されたことなどから、経済活動の正常化に向けた動きがみられました。一方で、ロシアのウクライナ侵攻に起因する物価の高騰やインフレ懸念、円安の継続等、依然として景気は不透明な状況が続いております。このような中、ITインフラ整備やDX等に対し、民需、官需とも積極的な投資もあり、慢性的なIT人材不足となっていることも相まって、当社の先端エンジニアリング事業においては、オンサイト型開発支援業務、受託開発業務とも売上高を増加させることができました。一方で、高いIT投資等の需要に応えるため、当社は積極的にエンジニアを採用したことに伴い、売上原価は増加しましたが、稼働率の改善や一人当たり売上高の向上に取り組んだことにより売上総利益率は良化しました。販売費及び一般管理費は、エンジニアの採用増に伴い増加しました。営業外収益は、業界未経験者へ実施した教育研修に対する人材開発支援助成金収入により増加しました。

これらの結果、売上高は9,885,472千円（前年同期比18.8%増）、売上原価は7,342,152千円（同16.7%増）、販売費及び一般管理費は1,706,441千円（同20.0%増）、営業利益は836,878千円（同36.9%増）、経常利益は873,485千円（同42.0%増）、当期純利益は616,113千円（同39.3%増）となりました。

#### (2) 資金調達の状況

該当する事項はございません。

#### (3) 設備投資の状況

当事業年度において、総額22,059千円の設備投資を実施しました。

その主なものは、J-collegeの開設費用15,246千円、横浜開発センターの増設費用5,437千円であります。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当する事項はございません。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	2019年12月1日～ 2020年11月30日 第21期	2020年12月1日～ 2021年11月30日 第22期	2021年12月1日～ 2022年11月30日 第23期	2022年12月1日～ 2023年11月30日 第24期
売 上 高	6,669,830千円	7,243,666千円	8,324,606千円	9,885,472千円
経 常 利 益	303,945千円	363,217千円	615,204千円	873,485千円
当 期 純 利 益	236,373千円	275,896千円	442,252千円	616,113千円
1株当たり当期純利益	59.09 円	69.68 円	116.28 円	155.52 円
総 資 産	3,230,262千円	3,160,323千円	3,941,712千円	4,585,462千円
純 資 産	1,932,953千円	1,955,711千円	2,447,726千円	2,857,606千円
1株当たり純資産	483.24 円	520.14 円	618.11 円	717.46 円

- (注) 1. 当社は2021年10月13日付で株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式の分割が行われたとして仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第22期の期首から適用し、第22期以降にかかる各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 対処すべき課題

当社は、「先端テクノロジーで日本の明日に新たな価値を提供する」という経営理念のもと、変化に順応するだけでなく新たな可能性を追求し、より付加価値の高いサービスを提供できる、選ばれ続ける会社を目指しております。

当社が今後も選ばれ続けるため、優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 人材の確保および育成

当社の提供する先端エンジニアリング事業はエンジニアの人数に大きく依存しており、今後もエンジニアの需要の更なる拡大が見込まれる中で、優秀なエンジニアを確保・定着および育成することが重要であると考えております。

そのため、中途採用を中心としたエンジニアの増強を継続するとともに、資格取得制度やe-learning、およびJ-collegeによるエンジニアの育成につとめてまいります。

② 新規事業の展開

当社は、先端エンジニアリング事業の単一セグメントであり、今後の更なる事業拡大に向けて新規事業を展開していくことが必要であると考えております。

そのため、社内に企画部門を設置し、新規事業の開発や新サービスの提供などを企画・検討しております。

③ 内部管理体制の強化

当社の持続的な成長を図っていくためには、事業の成長や業容の拡大に伴い、内部管理体制の更なる充実・強化が課題であると認識しており、ステークホルダーに信頼される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが必要不可欠であると考えております。

そのため、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくとともに、業務の適正性および財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用および法令遵守を徹底してまいります。

(8) 主要な事業内容

事 業
先端エンジニアリング事業

(9) 主要な営業所

営業所：本社（横浜市）、首都圏第一事業所、首都圏第二事業所、首都圏第三事業所（新宿区）、首都圏第四事業所、首都圏第五事業所（横浜市）、仙台事業所（仙台市）、宇都宮事業所（宇都宮市）、大宮事業所（さいたま市）、名古屋事業所（刈谷市）、大阪事業所（大阪市）、福岡事業所（福岡市）

(10) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,572 [130] 名	+258 名

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員数（契約社員、パートタイマー）は、〔 〕内に年間の平均  
人員を外数で記載しております。
2. 当社の報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 最近日までの1年間において従業員数が258名増加しております。主として業容拡大に伴う採用による  
ものであります。

(11) 主要な借入先

該当する事項はございません。

(12) 重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はございません。

(13) その他当社の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

## 2. 株式会社の株式に関する事項(2023年11月30日現在)

- (1)発行可能株式総数 : 16,000,000株  
(2)発行済株式の総数 : 4,000,000株  
(3)株主数 : 1,881名  
(4)大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ウェストリバー	1,600,000株	40.2%
西 川 三 郎	620,700株	15.6%
P E R S H I N G S E C U R I T I E S	153,400株	3.9%
B N Y G C M C L I E N T	134,913株	3.4%
松 島 亮 太	119,500株	3.0%
G O L D M A N S A C H S	107,987株	2.7%
西 川 優	104,000株	2.6%
西 川 明 宏	104,000株	2.6%
西 川 香 代 子	100,000株	2.5%
N O M U R A P B N O M I N E E S	99,400株	2.5%

(注) 当社は当事業年度の末日時点において自己株式17,078株を保有しており、上記持株比率は自己株式数を控除して算出しております。

### 3. 株式会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名 称		第2回新株予約権
発行決議の日		2021年10月18日
新株予約権の数		96,400個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式96,400株（新株予約権1個当たり1株）
新株予約権の発行価額		無償
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり金512円
新株予約権の行使期間		2023年10月19日から2031年10月18日まで
新株予約権の主な行使条件		① 新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,500個 目的となる株式数 1,500株 保有者数 1名
	社外取締役	—
	監査役	—

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況該当する事項はございません。

(3) その他新株予約権の状況  
上記(1)の内容と同様です。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	西 川 三 郎	
専務取締役	松 島 亮 太	事業本部長
常務取締役	西 川 明 宏	管理本部長
取締役	村 上 信 一	人材開発本部長
取締役 (社外取締役)	大 澤 英 俊	<重要な兼職の状況> 特許機器株式会社 取締役 (社外)
取締役 (社外取締役)	各 務 道 子 (齊 藤 道 子)	<重要な兼職の状況> 日本大通り法律事務所 弁護士
監査役 (常勤監査役)	吉 野 純 一	
監査役 (社外監査役)	長 清 達 矢	<重要な兼職の状況> 株式会社ペルセウスプロテオミクス 取締役監査等委員 株式会社ビー dotted メディカル 監査役 (社外)
監査役 (社外監査役)	作 野 周 平	<重要な兼職の状況> 株式会社キッツ 監査役 (社外)

- (注) 1. 取締役大澤英俊氏および各務道子 (齊藤道子) 氏は、社外取締役であります。
2. 監査役長清達矢氏および作野周平氏は、社外監査役であります。
3. 2023年2月24日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって、佐藤勉氏は監査役を辞任いたしました。
4. 当社は、取締役大澤英俊氏、各務道子 (齊藤道子) 氏、監査役長清達矢氏および作野周平氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬額またはその算定方法の決定に関する方針は、当社役員報酬規程に定めており、当該規程の決定権限を有するのは取締役会であります。役員報酬規程には、役員報酬の基準額、役位毎の倍率および支払方法等が定められており、内容を改定する場合には、取締役会の決議が必要になっております。

なお、当事業年度における報酬額の決定にあたっては、指名・報酬委員会が個々の取締役の役位、責務に相応しい水準を考慮し、担当部門の当期・中長期の企業の価値向上への貢献度等を総合的に勘案して原案について検討を行っており、その答申が方針に沿った内容であるものと当社取締役会でも判断しております。また、当社取締役が当事業年度に受けている報酬には、業績連動報酬は含まれておりません。

#### ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬に関する株主総会の決議年月日は2021年11月15日であり、決議の内容は、経済情勢の変化および取締役の増員等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額300,000千円以内に決定いたしました。なお、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含んでおりません。また、当該定めに係る取締役の員数は6名でありました。

当社の監査役の報酬は年額13,000千円以内で2022年2月21日の株主総会で決議されました。当該定めに係る監査役の員数は4名でありました。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち 社外取締役)	102,696(5,400)	102,696(5,400)	—	—	6(2)
監査役 (うち 社外監査役)	12,201(5,700)	12,201(5,700)	—	—	4(2)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	大 澤 英 俊	特許機器株式会社	取締役 (社外)	重要な取引その他の関係 はありません。
取締役	各 務 道 子 (齊 藤 道 子)	日本大通り法律事務所	弁護士	重要な取引その他の関係 はありません。
監査役	長 清 達 矢	株式会社パルセウス プロテオミクス	取締役監査等委員	重要な取引その他の関係 はありません。
		株式会社ビー dotted メディカル	監査役 (社外)	重要な取引その他の関係 はありません。
監査役	作 野 周 平	株式会社キッツ	監査役 (社外)	重要な取引その他の関係 はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な活動状況
取締役	大澤 英俊	取締役会 17/17回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験から、経営企画および経営管理の観点で、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	各務 道子 (齊藤 道子)	取締役会 17/17回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持に係る発言を行っております。
監査役	長 清 達 矢	取締役会 17/17回 (100%) 監査役会 15/15回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会および監査役会の全てに出席し、監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
監査役	作 野 周 平	取締役会 17/17回 (100%) 監査役会 15/15回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会および監査役会の全てに出席し、製造業における経営管理担当および監査役としての豊富な経験と財務会計、内部統制、リスク管理および内部監査体制の構築等に関する高度な見識を活かし、必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称  
太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	21,105千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外に係る報酬等の額	一千円
合計	21,105千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の執行状況および監査報酬見積の算出根拠が適切であるかについて必要な検証を行った結果、相当であると判断したためであります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、会社法第340条第2項の規定に従い、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条の規定に従い、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

・ 処分理由に該当することとなった重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の内容は以下のとおりであります。

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行にあたって、組織の運営に関する社内規定を整備し、意思決定のプロセスおよび結果を明確にするとともに、必要に応じて取締役および監査役、内部監査室が当該プロセスおよび結果を閲覧できる体制を構築する。

管理担当取締役を委員長として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令および定款遵守の周知徹底と実行を図る。また、コンプライアンス意識を徹底、向上させるために、取締役および使用人に対しコンプライアンスに関する教育研修を継続して実施する。

代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に従って定期的な内部監査を実施することによって、業務運営の有効性、財務報告の信頼性、内部統制の整備・運用状況を評価し、改善に向けた助言・提言を行う。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社内規程類に従って取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し適切に保存、管理する。また、取締役および監査役は文書を常時閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関しては、リスク・コンプライアンス委員会が活動の主体となり、リスク管理規程に従ってリスク管理体制を構築する。

不測の事態が発生した場合には、迅速な対応によって損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

#### ④ 取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、取締役および使用人の業務分担を定め、責任と権限の所在を明確にするとともに、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程に従って、意思決定の迅速化を図り、効率的な職務の執行を図る。また、取締役会において、事業計画を策定し明確な目標を定め、事業計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務の効率性の分析・評価を行い、事業活動の目標の達成を図る。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制  
現在、子会社は存在しないが、将来的にこれを設立する場合には、関係会社管理規程等を整備の上、グループ全体での内部統制の徹底を図る。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置くこととする。  
補助使用人は兼務を可とするが、当該職務を遂行する場合には取締役およびその他の使用人からの指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役および使用人に対し、業務執行状況を聴取し、必要な情報の開示を求めることができる。  
取締役および使用人は、監査役から業務執行に関して報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。  
取締役および使用人は、法令および定款に反することが発生した場合の他、当社業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を確認した場合は、速やかに監査役に報告する。また、監査役に報告した者は、報告したことを理由として不利益となる取扱いを受けない。
- ⑧ その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は定期的にと取締役とミーティングをもち、業務の状況のヒアリングを行う。また、内部監査室や会計監査人とも密に情報交換を行い有効な監査を行う。
- ⑨ 監査役の実効的に行われることを確保するための体制  
監査役がその職務の執行のために費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行のために費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じることとする。

⑪ 反社会的勢力に向けた基本的な考え方およびその整備状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員および使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察および顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行および法令遵守について

当社の取締役会は、経営の基本方針、法令で定めた事項やその他経営に関する重要事項を十分に議論したうえで決定し、取締役の業務執行状況の監督を行っております。

当事業年度において取締役会を17回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、常勤取締役、常勤監査役および部門長等からなる経営会議を月1回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

「内部統制システムに関する基本方針」について、全従業員に周知徹底を図るとともに、法令を遵守する意識の徹底を図るため、入社時の研修のほか、全従業員に対するコンプライアンス研修などを通じて定期的に教育を実施しております。

## ② リスク管理体制およびコンプライアンス管理体制

「リスク管理基本方針」および「コンプライアンス基本方針」について全従業員に周知徹底を図っております。リスク管理およびコンプライアンス意識を徹底、向上させることを目的としてリスク・コンプライアンス委員会を原則として月1回開催し、その内容を取締役会へ報告しております。同委員会では企業活動に関するリスクの抽出および抽出されたリスクの対応策を検討するほか、法令、社内規程等の違反事例およびハラスメント行為等のコンプライアンス基本方針に反する事例の把握および再発防止策の検証・評価を行っております。

## ③ 監査役の監査体制

当事業年度において監査役会を15回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において17回開催された取締役会への出席のほか、月1回開催される経営会議その他の会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。

監査役会は、監査の実効性を高めるため、監査法人および内部監査室と定期的に情報交換を行うほか、適宜代表取締役よりヒアリングを行っております。また、内部監査の実施方法や内容について常勤監査役と内部監査室が意見交換を行っております。

## ④ 内部監査の監査体制

定期監査を通じ当社の企業活動が法令、社内規程等に基づき実施されているか調査し、その監査結果を代表取締役社長へ報告し、改善に向けた助言・提言を行っております。

調査の結果、当事業年度において法令遵守に違反する企業活動は無く、コンプライアンス体制は有効に機能していると判断しております。

## **7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項**

当社は当事業年度の末日時点において株式会社の支配に関する基本方針に関する事項を定めておりませんので、該当する事項はございません。

## **8. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、剰余金の配当の決定にあたり、株主還元を経営上の最重要課題の一つと考え、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を継続していくことを基本方針としております。

## 貸借対照表

2023年11月30日

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>4,227,246</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>1,515,736</b>
現金及び預金	2,676,239	買掛金	13,178
売掛金及び契約資産	1,390,450	未払金	45,636
電子記録債権	108,839	未払費用	717,649
その他	51,807	未払法人税等	171,892
貸倒引当金	△90	未払消費税等	252,389
<b>【固定資産】</b>	<b>358,216</b>	預り金	133,747
<b>(有形固定資産)</b>	<b>60,776</b>	賞与引当金	179,804
建物	13,107	受注損失引当金	765
建物附属設備	56,559	その他	673
車両運搬具	12,121	<b>【固定負債】</b>	<b>212,119</b>
工具、器具及び備品	36,764	長期未払金	212,119
リース資産	7,079	<b>負債合計</b>	<b>1,727,855</b>
減価償却累計額	△64,856	<b>純資産の部</b>	
<b>(無形固定資産)</b>	<b>5,394</b>	<b>【株主資本】</b>	<b>2,857,606</b>
ソフトウェア	5,394	資本金	20,000
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>292,046</b>	資本剰余金	85,313
投資有価証券	10,000	その他資本剰余金	85,313
長期貸付金	2,450	利益剰余金	2,761,099
繰延税金資産	172,580	利益準備金	5,000
その他	107,015	その他利益剰余金	2,756,099
		別途積立金	320,000
		繰越利益剰余金	2,436,099
		自己株式	△8,806
		<b>純資産合計</b>	<b>2,857,606</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,585,462</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>4,585,462</b>

## 損 益 計 算 書

自 2022年12月1日 至 2023年11月30日

(単位：千円)

科 目	金 額
<b>【売上高】</b>	<b>9,885,472</b>
<b>【売上原価】</b>	<b>7,342,152</b>
売 上 総 利 益	2,543,319
<b>【販売費及び一般管理費】</b>	<b>1,706,441</b>
営 業 利 益	836,878
<b>【営業外収益】</b>	
受 取 利 息	27
助 成 金 収 入	30,387
そ の 他	7,362
	37,777
<b>【営業外費用】</b>	
消 費 税 差 額	1,169
経 常 利 益	873,485
税 引 前 当 期 純 利 益	873,485
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	272,334
法 人 税 等 調 整 額	△14,962
当 期 純 利 益	616,113

## 株主資本等変動計算書

自 2022年12月1日 至 2023年11月30日

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	20,000	85,397	85,397	5,000	320,000	2,037,786	2,362,786
当期変動額							
剰余金の配当						△217,800	△217,800
当期純利益						616,113	616,113
自己株式の取得							
自己株式の処分							
自己株式処分差益		△83	△83				
当期変動額合計		△83	△83			398,313	398,313
当期末残高	20,000	85,313	85,313	5,000	320,000	2,436,099	2,761,099

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△20,456	2,447,726	2,447,726
当期変動額			
剰余金の配当		△217,800	△217,800
当期純利益		616,113	616,113
自己株式の取得	△209	△209	△209
自己株式の処分	11,859	11,859	11,859
自己株式処分差益		△83	△83
当期変動額合計	11,650	409,880	409,880
当期末残高	△8,806	2,857,606	2,857,606

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 14年～33年

建物附属設備 2年～24年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2年～15年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

#### (2) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

##### ③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる案件について、損失見込額を計上しております。

(追加情報)

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社の役員退職慰労金制度につきましては、従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、2022年11月18日開催の取締役会において、2023年2月24日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会において役員退職慰労金の打切り支給について承認可決されました。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打切り支給額の未払い分212,119千円を「長期未払金」として表示しております。

### (3) 収益及び費用の計上基準

#### ① 派遣

派遣サービスではエンジニアに関する派遣契約又は準委任契約に基づき顧客企業に対して開発支援を行っています。当該履行義務は契約期間にわたり労働時間の経過に応じて充足されると判断しており、当該履行義務が充足される期間において、契約金額に基づき収益を認識しています。

顧客の締め日に勤怠や作業内容に関する承認を受け、これに基づき対価の請求及び収益認識を行っていますが、顧客の締め日が期末日時点で到来していない案件に関しては、役務提供開始日から期末日までの期間の役務提供について収益を見積もったうえで概算計上しています。

#### ② 請負

受注開発については、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗の見積り方法は、プロジェクトの総見積り原価に対する事業年度末までの発生原価の割合(原価比例法)によって算定しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。また、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、完全に履行義務を充足した時点(検収完了時点)で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 受注損失引当金

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

受注損失引当金 765千円

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額に対して、受注損失引当金を計上しております。当事業年度末時点における受注契約ごとの仕様、遂行体制、納期、進捗状況等に基づき、作業内容や工数等を仮定して総原価を見積り、将来の損失見込み額を計上しております。

なお、完成までの進捗状況や事業環境の変化等によって、当初見込み時から総原価の見積り変動することがあります。総原価の見積りが大幅に変動した場合には、翌事業年度の計算書類における受注損失引当金及び売上原価に影響を与える可能性があります。

#### 繰延税金資産

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 172,580千円

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業計画により見積もられた将来の課税所得の発生時期及び金額に基づき、回収可能性が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。当該課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動により、採用人数の仮定または予測に変化が生じ、当初予定していた課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。将来の課税所得に悪影響を及ぼすことが見込まれることとなった場合、繰延税金資産の減額が生じることとなり税金費用が計上される可能性があります。

### 4. 損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、「9. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 4,000,000株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の種類及び総数  
普通株式 17,078株

(3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 2023年2月24日の定時株主総会において、次のとおり決議されました。

配当金の総額	217,800,000円
配当の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	55円00銭
基準日	2022年11月30日
効力発生日	2023年2月27日

(4) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

① 2024年2月22日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

配当金の総額	306,592,594円
配当の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	77円
基準日	2023年11月30日
効力発生日	2024年2月26日

(5) 当該事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の  
目的となる株式の種類及び数

普通株式 71,200株

6. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	61,133千円
受注損失引当金	260千円
売掛金	5,233千円
ゴルフ会員権評価損	3,890千円
繰延資産	371千円
未払費用	1,868千円
敷金保証金	7,636千円
未払事業税等	18,004千円
未払事業所税等	3,589千円
長期未払金	72,120千円
繰延税金資産合計	174,109千円
繰延税金負債	
消費税	△475千円
買掛金	△1,052千円
繰延税金負債合計	△1,528千円
繰延税金資産の純額	172,580千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.0%
(調整)	
税額控除	△5.3%
その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.5%

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

### (1) ファイナンス・リース取引

#### ・有形固定資産

主として、横浜開発センターにおけるノートパソコン(工具、器具及び備品)であります。

#### ・リース資産の減価償却の方法

リース期間定額法によっております。

### (2) オペレーティング・リース取引(解約不能のもの)

#### 未経過リース料

1年以内	29,826千円
1年超	48,109千円
<hr/>	
合計	77,935千円

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については主に流動性の高い金融資産で運用することとしており、所要資金を自己資金によってまかなっておりますので、特段の資金調達は行っておりません。

売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信調査を含めた販売管理規程に沿ってリスク軽減を図っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年11月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「未払費用」「預り金」「未払法人税等並びに未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

区 分	金額(千円)
派 遣	9,581,687
請 負	246,778
人材紹介	57,006
顧客との契約から生じる収益	9,885,472
外部顧客への売上	9,885,472

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益及び費用の計上基準は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 717円46銭

1株当たり当期純利益 155円52銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年1月18日

ジャパニクス株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吹上 剛 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパニクス株式会社の2022年12月1日から2023年11月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2022年12月1日から2023年11月30日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### 3. 後発事象

特にありません。

2024年1月19日

ジャパニクス株式会社 監査役会

常勤監査役	吉野 純一	印
社外監査役	長清 達矢	印
社外監査役	作野 周平	印

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

## 会場

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号  
横浜ランドマークタワー25F  
TKPガーデンシティPREMIUM横浜ランドマークタワー バンケットルームB  
TEL：045-224-2200

## 交通

J R線・横浜市営地下鉄「桜木町駅」徒歩約7分  
みなとみらい線「みなとみらい駅」徒歩約5分  
駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。